

被収容者の作業の安全及び衛生の確保に関する訓令を次のように定める。

平成18年5月23日

法務大臣 杉 浦 正 健

受刑者等の作業の安全及び衛生の確保に関する訓令

目次

- 第1章 通則（第1条・第2条）
- 第2章 安全衛生管理体制
  - 第1節 総括安全衛生管理者等（第3条－第9条）
  - 第2節 安全管理者（第10条－第12条）
  - 第3節 衛生管理者（第13条－第15条）
  - 第4節 安全衛生推進者（第16条）
  - 第5節 作業主任者（第17条・第18条）
  - 第6節 安全衛生委員会等（第19条・第20条）
  - 第7節 補則（第21条－第23条）
- 第3章 安全衛生教育（第24条・第25条）
- 第4章 就業制限等（第26条－第30条）
- 第5章 健康の保持増進のための措置（第31条－第35条）
- 第6章 安全基準及び衛生基準（第36条）
- 第7章 雑則（第37条）

附則

第1章 通則

（趣旨）

第1条 この訓令は、受刑者等の作業の安全及び衛生を確保するため必要な措置を適正に行うため必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この訓令において使用する用語は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号。以下「法」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 作業 法第92条（法第288条において準用する場合を含む。）又は第93条の規定による作業をいう。
- (2) 就業者 作業に従事する受刑者及び労役場留置者をいう。
- (3) 作業災害 就業者の就業に係る建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等により、又は作業行動その他作業に密接に関連した行動に起因して、就業者が負傷し、疾

病にかかり、又は死亡することをいう。

- (4) 化学物質 元素及び化合物をいう。
- (5) 作業環境測定 作業環境の実態を把握するため空気環境その他の作業環境について行うデザイン、サンプリング及び分析(解析を含む。)をいう。
- (6) 作業場 作業(外部通動作業を除く。)を行う場所をいう。
- (7) 指導担任者 刑務作業の事務取扱いに関する訓令(平成18年法務省矯成訓第3332号法務大臣訓令。以下「事務訓令」という。)第5条第1項第2号による事務を担当する者をいう。
- (8) 工場担任者 事務訓令第5条第1項第3号による事務を担当する者をいう。

## 第2章 安全衛生管理体制

### 第1節 総括安全衛生管理者等

(総括安全衛生管理者)

第3条 刑事施設の長は、処遇部長若しくは矯正処遇部長又は次長(本所(刑務所、少年刑務所及び拘置所(これらの支所を除く。))をいう。以下同じ。)に置かれたものに限る。)を総括安全衛生管理者に指名し、第5条に規定する総括安全衛生管理者補佐並びに第10条に規定する安全管理者、第13条に規定する衛生管理者その他の作業災害の防止のための業務に従事する本所の職員の指揮をさせるとともに、本所に係る次の業務を統括管理させるものとする。

- (1) 就業者の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。
- (2) 就業者の安全及び衛生のための教育の実施に関すること。
- (3) 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。
- (4) 作業災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
- (5) 作業場の安全及び衛生に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、作業災害を防止するため必要な業務に関すること。

(総括安全衛生管理者の代理者)

第4条 刑事施設の長は、総括安全衛生管理者が、疾病、事故その他やむを得ない事由によって職務を行うことができないときは、代理者を選任するものとする。

(総括安全衛生管理者補佐)

第5条 刑事施設の長は、次の各号に掲げる職員を総括安全衛生管理者補佐に指名し、第3条各号に掲げる業務の統括管理を補佐させるものとする。

- (1) 用度課長又は経理課長(市原青年矯正センターにあつては、庶務課長)
  - (2) 首席矯正処遇官(作業、職業訓練、指導又は企画担当)
  - (3) 首席矯正処遇官(処遇、処遇第1又は処遇第2担当)
- 2 前項第1号の総括安全衛生管理者補佐は、第3条各号に掲げる業務の企画(自営作業に限る。)に関する事項の補佐を担当するものとする。
  - 3 第1項第2号の総括安全衛生管理者補佐は、第3条各号に掲げる業務の企画(生産作業、社会貢献作業及び職業訓練に限る。)に関する事項の補佐を担当するものとする。
  - 4 第1項第3号の総括安全衛生管理者補佐は、第3条各号(第2号を除く。)に掲げる業務の実施に関する事項の補佐を担当するものとする。
  - 5 刑事施設の長は、やむを得ない事由があるときは、第1項の規定にかかわらず、同項

各号に掲げる職員の代わりに他の職員を総括安全衛生管理者補佐に指名することができる。この場合において、総括安全衛生管理者補佐の担当は、刑事施設の長が定める。

(支所総括安全衛生管理者)

第6条 刑事施設の長は、当該施設に大規模支所（刑務所、少年刑務所及び拘置所の支所のうち、課が置かれているものをいう。以下同じ。）が置かれている場合には、当該大規模支所の支所長を支所総括安全衛生管理者に指名し、第8条に規定する支所総括安全衛生管理者補佐並びに第10条に規定する安全管理者及び第13条に規定する衛生管理者その他の作業災害の防止のための業務に従事する当該大規模支所の職員を指揮をさせるとともに、当該大規模支所に係る第3条各号に掲げる業務を統括管理させるものとする。

(支所総括安全衛生管理者の代理者)

第7条 刑事施設の長は、支所総括安全衛生管理者が、疾病、事故その他やむを得ない事由によって職務を行うことができないときは、代理者を選任するものとする。

(支所総括安全衛生管理者補佐)

第8条 刑事施設の長は、大規模支所の職員を支所総括安全衛生管理者補佐に指名し、当該大規模支所に係る第3条各号に掲げる業務の統括管理を補佐させることができる。

2 刑事施設の長は、複数の支所総括安全衛生管理者補佐を指名する場合には、その担当する業務を定めるものとする。

(状況の把握等)

第9条 総括安全衛生管理者、総括安全衛生管理者の代理者及び総括安全衛生管理者補佐並びに支所総括安全衛生管理者、支所総括安全衛生管理者の代理者及び支所総括安全衛生管理者補佐は、作業場等の状況を把握することに努め、設備、作業方法等に危険のおそれがあるときは、直ちに、その危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

## 第2節 安全管理者

(安全管理者の選任)

第10条 刑事施設の長は、本所及び大規模支所ごとに、安全管理者を選任し、第3条各号に掲げる業務のうち安全に係る技術的事項を管理させるものとする。

(安全管理者の資格)

第11条 安全管理者の資格を有する者は、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第5条に定める資格を有する者とする。

(安全管理者の巡視等)

第12条 安全管理者は、作業場等を巡視し、設備、作業方法等に危険のおそれがあるときは、直ちに、その危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

## 第3節 衛生管理者

(衛生管理者の選任)

第13条 刑事施設の長は、本所及び大規模支所ごとに、次の各号に定める就業者の数に応じて、当該各号に定める数の衛生管理者を選任し、第3条各号に掲げる業務のうち衛生に係る技術的事項を管理させるものとする。

(1) 200人以下 1人

- (2) 200人を超え500人以下 2人
- (3) 500人を超え1000人以下 3人
- (4) 1000人を超え2000人以下 4人
- (5) 2000人を超え3000人以下 5人
- (6) 3000人を超える場合 6人

2 刑事施設の長は、前項の規定により衛生管理者を選任することができないやむを得ない事由がある場合において、当該刑事施設の所在地を管轄する矯正管区の長の認可を受けたときは、同項の規定によらないことができる。

(衛生管理者の資格)

第14条 衛生管理者の資格を有する者は、労働安全衛生規則第10条に定める資格を有する者とする。

(衛生管理者の巡視等)

第15条 衛生管理者は、毎週1回以上作業場等を巡視するよう努め、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、就業者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

#### 第4節 安全衛生推進者

(安全衛生推進者の選任)

第16条 刑事施設の長は、大規模支所以外の支所の支所長を安全衛生推進者に選任し、当該支所に係る第3条各号に掲げる業務を担当させるものとする。

#### 第5節 作業主任者

(作業主任者の選任)

第17条 刑事施設の長は、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第6条各号に掲げる作業を行わせる場合には、労働安全衛生規則別表第1の上覧に掲げる作業の区分に応じて、同表の中欄に掲げる資格を有する者のうちから作業主任者を選任し、当該作業に従事する就業者の指揮を行わせなければならない。

2 前項の規定により選任する作業主任者の名称は、それぞれ、労働安全衛生規則別表第1の下欄に掲げるとおりとする。

(作業主任者の職務の分担)

第18条 刑事施設の長は、前条に規定する作業を同一の場所で行う場合において、当該作業に係る作業主任者を2人以上選任したときは、それぞれの作業主任者の職務の分担を定めなければならない。

#### 第6節 安全衛生委員会等

(安全衛生委員会)

第19条 刑事施設の長は、本所に係る次の事項を調査審議させ、刑事施設の長に対し意見を述べさせるため、毎月1回以上、安全衛生委員会を開催するものとする。

- (1) 就業者の危険を防止するための基本となるべき対策に関すること。
- (2) 作業災害の原因及び再発防止対策で、安全に係るものに関すること。
- (3) 就業者の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
- (4) 就業者の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。
- (5) 作業災害の原因及び再発防止対策で、衛生に係るものに関すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、就業者の危険及び健康障害の防止並びに健康の保持増進に関する重要事項

2 安全衛生委員会の構成員は、次のとおりとする。

- (1) 総括安全衛生管理者又は総括安全衛生管理者の代理者
- (2) 総括安全衛生管理者補佐
- (3) 安全管理者（本所で選任された者に限る。）
- (4) 衛生管理者（本所で選任された者に限る。）
- (5) 作業主任者（本所で選任された者に限る。）
- (6) その他刑事施設の長が必要と認める者

3 安全衛生委員会の議長は、総括安全衛生管理者又は総括安全衛生管理者の代理者とする。

4 安全衛生委員会の運営について必要な事項は、安全衛生委員会が定めるものとする。

5 刑事施設の長は、安全衛生委員会における議事で重要なものに係る記録を作成させるものとする。

（支所安全衛生委員会）

第20条 刑事施設の長は、当該施設に大規模支所が置かれている場合には、当該大規模支所に係る前条第1項各号に掲げる事項を調査審議させ、刑事施設の長に対し意見を述べさせるため、毎月1回以上、支所安全衛生委員会を開催するものとする。

2 支所安全衛生委員会の構成員は、次のとおりとする。

- (1) 支所総括安全衛生管理者又は支所総括安全衛生管理者の代理者
- (2) 支所総括安全衛生管理者補佐
- (3) 安全管理者（支所で選任された者に限る。）
- (4) 衛生管理者（支所で選任された者に限る。）
- (5) 作業主任者（支所で選任された者に限る。）
- (6) その他刑事施設の長が必要と認める者

3 安全衛生委員会の議長は、支所総括安全衛生管理者又は支所総括安全衛生管理者の代理者とする。

4 前条第4項及び第5項の規定は、支所安全衛生委員会について準用する。

#### 第7節 補則

（関係就業者の意見の聴取）

第21条 刑事施設の長は、安全又は衛生に関する事項について、関係就業者の意見を聴くことができる。

（指導担任者及び工場担任者の職務）

第22条 事務訓令第5条第2項の規定により指導担任者に指名された職員は、安全管理者、衛生管理者及び作業主任者と協力し、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 安全衛生教育の具体的な計画及びその実施
- (2) 設備、機械、電気機械器具、安全装置等についての点検表の整備及び点検の実施
- (3) 安全及び衛生のための作業手順、作業方法等を記載した作業標準書の作成及びこれに基づく指導
- (4) ガス、蒸気、粉じん、照度、温度、湿度、騒音等による健康障害の防止

- (5) ばい煙、排水、廃棄物、騒音、振動、悪臭等による公害の発生の防止
- (6) その他就業者の安全及び衛生の確保並びに公害防止に関する指示を履行するための措置

2 事務訓令第5条第2項の規定により工場担任者に指名された職員は、安全管理者、衛生管理者及び作業主任者と協力し、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 設備、機械、電気機械器具、安全装置、器具、工具、保護具等の取扱方法の就業者への指導及び監督
- (2) 就業者が行う点検表に基づく点検の就業者への指導及び監督
- (3) 就業者作業安全衛生心得（作業の安全又は衛生のため必要な事項として矯正局長が別に定める心得をいう。第24条第1項において同じ。）の遵守状況の点検並びに作業標準書に基づく作業手順及び作業方法についての指導及び監督
- (4) 前項第4号から第6号までに掲げる事項  
（安全管理者等に対する教育等）

第23条 刑事施設の長は、作業場における安全衛生の水準の向上を図るため、総括安全衛生管理者、総括安全衛生管理者の代理者、総括安全衛生管理者補佐、支所総括安全衛生管理者、支所総括安全衛生管理者の代理者、支所総括安全衛生管理者補佐、安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、作業主任者その他作業災害の防止のための業務に従事する者に対し、これらの者が従事する業務に関する能力の向上を図るための教育、講習等を行い、又はこれらを受ける機会を与えるように努めなければならない。

### 第3章 安全衛生教育

（就業時の安全衛生教育）

第24条 刑事施設の長は、新たに作業に就く者に対しては、当該作業に関する安全衛生教育を行い、就業者安全衛生心得を周知させるものとする。就業者の作業内容又は作業方法を変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の規定により安全衛生教育を実施した場合には、その記録を作成するものとする。  
（特別な安全衛生教育）

第25条 刑事施設の長は、労働安全衛生規則第36条各号に掲げる作業に従事する就業者に対し、当該作業に関する特別な安全衛生教育を行わなければならない。

- 2 刑事施設の長は、前項の作業に関する安全及び衛生の知識及び技能を十分有していると認める就業者について、前項の特別な安全衛生教育の全部又は一部を行わないことができる。

- 3 第1項の規定により安全衛生教育を実施した場合には、その記録を作成するものとする。

### 第4章 就業制限等

（有資格者以外の就業制限）

第26条 刑事施設の長は、労働安全衛生法施行令第20条各号に掲げる作業については、労働安全衛生規則別表第3の上覧に掲げる作業の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる者以外の者を当該作業に就かせてはならない。

（職業訓練の特例）

第27条 刑事施設の長は、職業訓練を受ける就業者（以下「訓練生」という。）に技能

を修得させるため労働安全衛生法施行令第20条第2号、第3号、第5号から第8号まで又は第11号から第16号までに掲げる作業に就かせる必要がある場合において、次の措置を講じたときは、前条の規定にかかわらず、職業訓練開始後6月（訓練期間が6月の訓練科に係る訓練生で、労働安全衛生法施行令第20条第2号、第3号又は第5号から第8号までに掲げる作業に就かせるものにあつては5月、当該訓練科に係る訓練生で、同条第11号から第16号までに掲げる作業に就かせるものにあつては3月）を経過した後、訓練生を当該作業に就かせることができる。

- (1) 訓練生が当該作業に従事する間、訓練生に対し、当該作業に関する危険又は健康障害を防止するため必要な事項を指導担任者に指示させること。
- (2) 訓練生に対し、当該作業に関し必要な安全又は衛生に関する事項について、あらかじめ、教育を行うこと。

2 刑事施設の長は、訓練生に技能を修得させるため可燃性ガス及び酸素を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の作業に就かせる必要がある場合において、前項の措置を講じたときは、前条の規定にかかわらず、職業訓練開始後直ちに訓練生を当該作業に就かせることができる。

（年少者の就業制限）

第28条 刑事施設の長は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第62条第1項及び第2項に規定する作業については、満18歳に満たない者を当該作業に就かせてはならない。

（女性の就業制限）

第29条 刑事施設の長は、労働基準法第64条の3第1項に規定する作業については、妊娠中の女性及び産後1年を経過しない女性を当該作業に就かせてはならない。

2 前項に規定する女性以外の女性には、女性労働基準規則（昭和61年労働省令第3号）第3条に規定する業務に就かせてはならない。

（中高年齢者等に対する配慮）

第30条 刑事施設の長は、中高年齢者その他作業災害の防止上その就業に当たって特に配慮を必要とする者については、これらの者の心身の条件に応じて適正な作業に就かせるように努めなければならない。

#### 第5章 健康の保持増進のための措置

（作業環境測定）

第31条 刑事施設の長は、有害な作業を行う屋内作業場その他の作業場で、労働安全衛生法施行令第21条各号に定めるものについて、必要な作業環境測定を行い、及びその結果を記録するものとする。

2 前項の規定による作業環境測定は、作業環境測定基準（昭和51年労働省告示第46号）に従って行うものとする。

（作業環境測定の結果の評価等）

第32条 刑事施設の長は、前条第1項の規定による作業環境測定の結果の評価に基づいて、就業者の健康を保持するため必要があると認めるときは、施設又は設備の設置又は整備、健康診断の実施その他の適切な措置を講じなければならない。

2 刑事施設の長は、前項の評価を行うに当たっては、作業環境評価基準（昭和63年労

働省告示第79号)に従って行うものとする。

3 刑事施設の長は、前項の規定による作業環境測定の結果の評価を行ったときは、その結果を記録するものとする。

(作業の管理)

第33条 刑事施設の長は、就業者の健康に配慮して、就業者の従事する作業を適切に管理するように努めるものとする。

2 刑事施設の長は、次に掲げる作業については、就業者の就業時間が1日につき10時間を超えないようにしなければならない。

- (1) 坑内労働
- (2) 著しく暑熱な場所における業務
- (3) 著しく寒冷な場所における業務
- (4) 有害放射線にさらされる業務
- (5) 土石、獣毛等のじんあい等を著しく発散する場所における業務
- (6) 異常気圧下における業務
- (7) 身体に著しい振動を与える業務
- (8) 重量物の取扱い等重激なる業務
- (9) 強烈な騒音を発する場所における業務
- (10) 有害物の粉じん、蒸気又はガスを発散する場所における業務

(健康診断等)

第34条 就業者(次に掲げる作業に従事するものを除く。)の健康診断その他保健衛生に関する措置については、被収容者の保健衛生及び医療に関する訓令(平成18年法務省矯医訓第3293号大臣訓令)の定めるところによる。

- (1) 屋内作業場等における有機溶剤作業に常時従事する作業
- (2) 鉛作業に常時従事する作業
- (3) 四アルキル鉛作業に常時従事する作業
- (4) 屋内作業における粉じん作業に常時従事させる作業
- (5) 石綿を取り扱う作業
- (6) 溶接ヒュームを製造し、又は取り扱う作業に常時従事する作業

(刑事施設の長の講ずる措置)

第35条 刑事施設の長は、作業場における安全衛生の水準の向上を図るため、次の措置を継続的かつ計画的に講ずることにより、快適な作業環境を形成するように努めなければならない。

- (1) 作業環境を快適な状態に維持管理するための措置
- (2) 就業者の従事する作業について、その方法を改善するための措置
- (3) 作業に従事することによる就業者の疲労を回復するための施設又は設備の設置又は整備
- (4) 前各号に掲げるもののほか、快適な作業環境を形成するため必要な措置

第6章 安全基準及び衛生基準

(一般基準)

第36条 作業の安全基準及び衛生基準は、労働安全衛生規則第2編及び第3編(第60

0条及び第630条第2号を除く。)及びその他の法令の例による。

## 第7章 雑則

(周知)

第37条 刑事施設の長は、この訓令に基づく作業の安全及び衛生を確保するための措置のうち、就業者が承知すべき事項の要旨を各作業場の見やすい場所に常時掲示し、又は備え付けることその他の方法により、就業者に周知させなければならない。

2 刑事施設の長は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第57条の2第1項又は第2項の規定により通知された事項を、化学物質、化学物質を含有する製剤その他の物で当該通知された事項に係るものを取り扱う各作業場の見やすい場所に常時掲示し、又は備え付け、当該物を取り扱う就業者に周知させなければならない。

### 附 則

この訓令は、既決法の施行の日（平成18年5月24日）から施行する。

附 則〔平成19. 5. 30矯総訓3361〕

この訓令は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律（平成18年法律第58号）の施行の日（平成19年6月1日）から施行する。

附 則〔平成23. 6. 10矯成訓3405〕

この訓令は、平成23年6月10日から施行する。

附 則〔令和3. 3. 16矯成訓2〕

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則〔令和5. 3. 30矯成訓5〕

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。